地域におけるソーシャルワーク実践の終結:開放系・無限定性の援助

障がいユニット 高齢ユニット リサーチアシスタント 東洋大学 大学院福祉社会デザイン研究科 社会福祉学専攻 博士後期課程 上西 一貴

キーワード:援助、開放系、無限定性、見守り

1. はじめに

本論文ではソーシャルワーク展開過程の終結局面を、コミュニティソーシャルワークと見守りを手掛かりに、援助過程の閉鎖系—開放系、援助関係の限定性—無限定性の視点から考察していく。

ソーシャルワークには実際の援助を一般化して説明するために展開過程が設定されている。展開過程は「ある目的に向けられた体系的な一連の行為」(高田 1979: 162)であり、たとえば日本ソーシャルワーク学会(2013: 144)は①インテーク、②アセスメント、③プランニング、④インターベンション、⑤モニタリング、⑥エバリュエーション、⑦終結、⑧フォローアップ、の8つの局面から展開過程が構成されているとしている。

これらのことからわかるように展開過程は目的的で順序があるという特徴をもつ. ただし順序に関しては、不可逆の一方向直線的ではなく、必要に応じて各局面に立ち戻ることができると一般的に理解されている.

展開過程からも読み取れるように「すべてのソーシャルワーク・サービスは、ゆくゆくは終わりを迎える」(Fortune 2009:627)といわれる。しかし、「今日の福祉サービスの実情を考えると、終結の時期を明確にすることが困難な事例が多く存在する」(倉石 1999:101)ことが指摘されている。たとえば日本ソーシャルワー

ク学会(2013)の示す展開過程では終結のあとにフォローアップが位置づけられている.この点がソーシャルワークの終結をとらえることを難しくする一因であると考えられる.これはソーシャルワーカーがどこまですべきか(しているか)というソーシャルワークの守備範囲に対する問題提起でもある.ここからは,いま重要視され実績を重ねてきているコミュニティソーシャルワークの実践を想定しながら,終結を明確にすることが困難となる一因を考察していく.

2. 地域への期待とコミュニティ ソーシャルワークへの期待

1) 自分らしい暮らしを最後まで続けられる地域

厚生労働省は「高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制(地域包括ケアシステム)の構築を推進」することとしている、地域包括ケアシステムは基本的に高齢者を対象としているが、高齢者は年齢を基準とした属性だから、年齢が65歳を超えれば誰でも高齢者というポピュレーションに包含される、地域包括ケアシステムが「住み慣れた地域で最期まで」としていることから、このことは高齢者になる前の人、つまりすべての人々に一般化さ

れているといってもよい. 実際, 地域共生社会の実現 に向けて, 障害者や子ども, 複合課題にまで対応でき るよう普遍化していく流れとなってきている.

この地域共生社会については、少子高齢化などの影響から生活の機能を維持するための支え合いの基盤が弱まっているとの問題意識のもと、「制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」を目指すものである。

ここでは地域の構成員が主体となること、人と人、人と資源が「つながる」ことが強調されている。これは「つながらない」ことが拡大し、また問題化しているからである。たとえば文京区平成28年度文京区障害者(児)実態・意向調査報告書では知的障害がある人へのインタビューの分析結果から「一人もしくは家族との間でコミュニティが完結してしまいがちであり、地域との自発的なつながりが希薄であるという課題が浮かび上がった」ことが指摘されている。この指摘は人と資源がつながっていたとしても、人と人がつながっていないことが課題であると解釈することができる。

ジェネラリスト実践/モデルがソーシャルワークの 説明として一般的に用いられるに伴い、ソーシャルワークのつなぐ(リンケージ)機能とソーシャルワーカー のブローカーの役割が期待されるようになった。当初、 つなぐが意味していたものは人と資源をつなぐことで あったが、いまコミュニティソーシャルワークの実績 をみれば、人と人とのつながりをもカバーしていると いえるだろう。とくに人と人とのつながりを「関係」 と言い換えることもできる。

このようにいま、人が生きていくための他者との関係が強調されている。そしてこの課題に対する社会福祉の意義も強調されている。それは制度・政策のみならず、当然、実践者の1つであるソーシャルワーカーの意義も問われている。

地域共生社会や地域包括ケアシステムはすべての人 (機関)が自ら主体となって生活しやすい環境をつくり 維持していこうとするものである。このようなことが わざわざ謳われているのは、可能な限り住み慣れた地 域で、自分らしい暮らしを続けていくことにハードル がある人もいるからである。地域の構成員である住民 とともに、社会福祉制度サービスやソーシャルワーカー にはこのハードルを取り除いたり、あるいは低くした りする役割を担うことが期待されている。

2) 自分らしい暮らしを続けることを支 える実践

可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることが困難な人々が確実に存在する。そのような人が生活を続けていくためには、住民だけでなくその人の否定的な状態・状況を改善する地域福祉コーディネーターなどの専門職も必要とされる。

東京都社会福祉協議(2017:6)は地域福祉コーディネーターを、「『①個別支援』『②小地域の生活支援の仕組みづくり・地区社協の基盤づくり』『③小地域では解決できない課題を解決していく仕組みづくり』という三つの役割を担い、一定の小地域圏域にアウトリーチして、住民と協議して問題解決に取り組む社会福祉協議会のコミュニティワーカー(専門職)」と定義している。このように地域で実践するソーシャルワーカーは個人から団体、地域までの様々な対象に直接的あるいは間接的な支援を展開している。

また大橋 (2015: 27-28) はコミュニティソーシャルワークの機能として、①アウトリーチ型のニーズキャッチ機能、②家族全体を支援する相談支援機能、③自己実現型ケア方針の立案機能、④コーディネート機能、⑤継続的に対人援助する機能、⑥福祉サービス開発機能、⑦ソーシャルサポートネットワークづくり機能、⑧ピアカウンセリング活動の組織化を図る機能、⑨フォーマルケア確立機能、⑩ソーシャルアドミニストレーション(市町村社会福祉行政の管理運営)機能、⑪市町村

地域福祉計画策定機能をあげている. これらの機能は すべての事例にすべてが当てはまるとか, 1人のソー シャルワーカーがすべての機能を担う必要はないとさ れる.

地域において個人レベルで「自分らしい暮らしを人 生の最期まで続けること」が目標とされるならば、継 続的に対人援助する機能は重要な機能として位置づけ られる

かつてPerlman(1957=1966:4)は『ソーシャル・ケースワーク 問題解決の過程』のなかで「ソーシャル・ケースワークは、人々が社会的に機能するあいだにおこる問題をより効果的に解決することを助けるために福祉機関によって用いられるある過程である」とあらわした。このような援助の場合、「その人自身が、問題を明確にとらえていなければならない」(Perlman 1970=1980:136)。

コミュニティソーシャルワーク実践ではこのようなパターンには当てはまらない事例が少なくない. なぜならアウトリーチが機能の1つとされているからである. アウトリーチによって(あるいはネットワークから)否定的な状態・状況にある人を発見してその人にアプローチする場合, その人が援助を拒否することが想定できる. その人はソーシャルワーカーが一方的にクライエントにしようとしているのであって, 本人が援助を了承するつもりどころか必要すら感じていない場合,本人はクライエントになってない.

また、コミュニティソーシャルワークの事例では問題の解決に長期間を要する場合や、そもそも解決できる問題ではないことも少なくない.

このようにコミュニティソーシャルワークの実践では単純な問題解決のモデルでは説明しきれない事例が多く存在している. 空閑(2012:5)がクライエントの問題を単に取り除くべきあるいは解消すべきであるものとしてのみとらえることは誤りであると指摘するように,このことはコミュニティソーシャルワークに限らず一般化しつつある.このような実践の場合.「たと

えすぐに問題解決や状況改善に至らなくても、またたとえそのかかわりが『援助』というかたちにならなくても、クライエントとの関係から『降りない』ということ、すなわち、それでもクライエントとその状況に『かかわり続ける』ということ」(空閑 2012:6) がソーシャルワーカーに求められる。

住み慣れた地域での生活を継続することを援助することや、援助というかたちをとらずともかかわり続けるという姿勢は、ソーシャルワークにおける終結と相反するのではないのかという疑問が生じる.

3. 援助をとらえる2つの対象

1)援助過程:閉鎖系と開放系

まず援助過程の終結に着目する。前述したように、ソーシャルワークの展開過程には目的的で柔軟な順序があるという特徴をもつ。目的的であるという点で終わりが想定されているはずである。ところが、終結が見えにくいと指摘されている。この背景には援助過程をとらえる2つの視点が関係していると考えられる。

Combs(1978=1985:119-131)は援助者が人の問題に対処する際に選択できる考え方を閉鎖系(closed system)と開放系(open system)の2つの形式に分類している。これら2つの「系」はどちらが優れているというものではくどちらが適しているかによって選択される。

まず閉鎖系は「できるだけ明確な用語で最終目標を 定めることによって進行し、それからその目標に達す るための機構をうちたてる」(Combs =1985:119) も のである。この特色により目標達成のための手続きが 確立され、目標の達成という基準をもとに評価をする ことが可能となる。閉鎖系における目標は事前に設定 することが可能な、「べき」や「しなくてはいけない」 というものであり、それゆえにそれが実現しているか をチェックすることができる.

一方、開放系は「明確な目標なしに始まる. それは問題に直面して進行し、それから解決を探し求めるのであって、解決の性質は前もって明瞭に認識されえない」(Combs =1985:119) という思考である. 開放系における目標は事前に設定できない場合も多く、また一般的な用語でしか規定できない. Combsはソーシャルワーカーによる援助を開放系の思考であると位置づけている.

開放系では目標を設定していく作業も一連の流れに 組み込まれている。この点については展開過程のアセスメントやプランニングであるといえる。しかし開放 系における目標に対する結果はたとえば「よくなった」 というような一般的なものにしかならないため、それ を具体的に言語化しなければ評価ができない。目標が 柔軟であるためにどのタイミングで、どのように評価 するかが難しくなる。このように援助が開放系である 以上、終結が明確になりにくいという特徴をもってしまう。

2) 援助関係:限定性と無限定性

次に援助関係の終結に着目する. Pincusら(1977=1980: 134) は援助の終結に向けてソーシャルワーカーがしなければならない事項として,変革努力の自己評価,関係の解消,変革努力の安定化の3つを提示している. ここにあげられている関係の解消,つまり援助関係の終結を提示するために必要な前提が2つある.

まず1つ目はソーシャルワーカーとクライエントそして関係する他のシステムとの契約(約束)を前提としていることである。契約は書面に署名したり捺印したりするフォーマルなものとは限らない。形式がフォーマルであろうがインフォーマルであろうが、より根本的にソーシャルワーカーとクライエントの両者が約束を履行する義務を負っているという点をあらわす用語である。

そして2つ目は専門職的関係を前提としていることである. ソーシャルワーカーは専門職として社会から認められることをめざしてきた歴史がある. その過程で専門職的関係というソーシャルワーカーとクライエントとのあいだの関係が考案された. ここでは専門職的関係を「専門職である援助者と被援助者との契約に基づいた援助過程実施のための関係で, かつ有期の関係のことであり, 契約によって定められた事由によって終結可能な関係である」と仮に定義する.

ところが援助関係が本質的に人と人との関係であることによって専門職的関係には現実性に限界があると指摘できる. ソーシャルワーカーの援助とおなじく社会福祉の援助であるケア(介護)について,市野川(2000:123-124)はPersons(1951=1974:72-73)の示した役割規定のパターン変数の1つである限定性(specificity)と無限定性(diffuseness)をもとに,ケア(介護)が業務時間に行われるという点で限定性の範疇に入るようにみえるが,実際は業務時間外にもケアを受ける人のことを気づかわなければならない側面をもつという点でトータルな関係を求められることを指摘している.この点でケア(介護)は限定性と無限定性の両方の性質をもつといえる.

他の例として、安藤(2017)は里親が家族的文脈と福祉的文脈の交錯する点に位置づけられるとして、そのために限定性が生じ、無限定性を前提とする家族的文脈とのあいだに葛藤をもたらす可能性を指摘している。さらに限定性を時間的限定性と関係的限定性の2つに分けている。

これら限定性と無限定性の論点はソーシャルワーカーによる援助の場面にも適用されると考えられる.前述したようにソーシャルワークでは専門職的関係という(少なくとも)二者間の関係が設定されたのであるが、その背後にはもう1つの関係が潜在的に存在している。そのもう1つの関係は専門職的関係を設定した際の説明から読み取ることができる.

Aptekar (1941=1968:52) は専門職業的な関係 (専

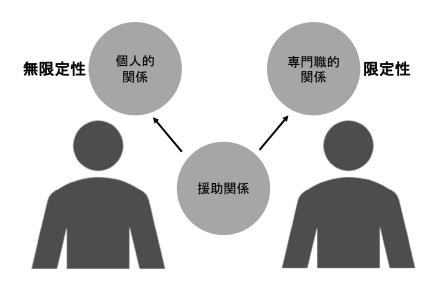


図1 援助関係の分解

出所:筆者作成

門職的関係)には目的的であるという特徴があり、日常生活における人と人の関係とは異なることを強調している。Pincusら(=1980:104-105)も同様に専門的関係(専門職的関係)と人と人との関係である個人的関係を区別している。岡村(1983:142)は人と人との関係を信頼関係として、目的的な援助関係(専門職的関係)を設定している。

これら3つの関係に関する考え方はすべて人と人との関係である個人的関係では専門職の援助関係とはいえないという主張をもっている。そのため援助のための専門職としての限定的な関係を設定し結ぼうというものである。専門職的関係は限定性、個人的関係は無限定性の性質をもつ。

ソーシャルワークが専門職化をめざした過程とあわせて考察すれば個人的関係から専門職的関係へ変革したようにみえる.しかし、相手の存在を頭のなかから消去しない限り無限定性の個人的関係は消すことができないはずである.そのことを考えれば、専門職的関係の設定により個人的関係が排除されたのではなく、援助関係が専門職的関係と個人的関係に分解してとらえられるようになったというだけであり、専門職的関

係の補集合として個人的関係は残り続けていると考えられる(図1). つまり2つの関係は「専門職的関係があるならば個人的関係がある」という関係性にあるといえる.

前述したようにAptekar (=1968) は専門職的関係と個人的関係との差異を強調しているが、一方である程度友情の特徴をもっていることも認めている。このことは2つの関係の関係性を示している。

専門職的関係が目的的であるように限定性は意図的に設定されるものである. 逆に無限定性は非意図的に自然と生じてくるもので意図的に消すことは不可能である. しかも援助で扱われる対象は否定的な状態・状況であるため. 心配という関心をもちやすい.

4. 開放系・無限定性の援助

1)地域における見守り

見守りは「見守る」という行為とそのしくみや形で あるから、様々な目的がありうる. また、地域住民を

表1 見守りの方法

① 緩やかな見守り	・地域住民や民間事業者が日常生活、日常業務の中で、いつもと違う、なにかおかしいと感じる人がいたら、 専門の相談機関に相談するなど、地域で緩やかに行う見守り活動。
② 担当による見守り	・定期的な安否確認や声掛けが必要な人に対して、民生・児童委員、老人クラブ、住民ボランティアが 訪問するなど、担当を決めて定期的に行う見守り活動。
③ 専門的な見守り	・認知症、虐待など対応が困難なケース等に対して、地域包括支援センター、高齢者見守り相談窓口等の専門機関の職員が専門的な知識や技術を持って行う見守り.

出所:東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課(2016:3)

対象とした見守りを想定する場合、見守る人と見守られる人は同じ地域に住んでいるということ以外の属性に関しては多様になる.このようなことから見守りは多種多様な形をとり存在していることになる.

小林(2011:303)は「『虚弱』(バルネラブル)な人々」を対象者とした見守りを想定して、見守りの行為のタイプを見守り対象者が緊急状態にある(と考えられる)場合の「安否確認」と、日常生活状態の確認という意味での「状況確認」という2つに分類している。この見守りのタイプは緊急度が軸となっている。

次に見守りの主体(誰が見守るか)に着目して、東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課(以下、東京都)(2016:3) は高齢者を対象として想定した地域で行われている見守りの方法を、①緩やかな見守り、②担当による見守り、③専門的な見守り、の3つに分類している(表1). これらの3つの見守り方法は「相互に機能分担し合っており、見守りが必要な人に合わせて、様々な組み合わせ」(東京都 2011:3) をとるとしている.

見守りを単純化すると、見守る人と見守られる人の二者関係になる。実際には見守りネットワークなどと呼ばれるしくみとして展開されているので二者とは限らないし、むしろ1人の対象者を多数の人が見守っていることが通常である。

2) 専門職による見守り

東京都 (2016:4) によれば「地域包括支援センター や高齢者見守り相談室窓口等の専門機関による定期的 な見守りは、主に対応拒否、家族による虐待、認知症など、困難な課題を抱えている高齢者等に対して専門的知識を生かして行う見守り」として専門的見守りが説明される

緩やかな見守りは地域住民あるいは民間事業者などによって「郵便物がたまっているか」など日常生活や日常業務のなかでさりげなく行われ、必ずしも見守り対象者を特定する必要がない。担当による見守りは定期的な見守りが必要な特定の人に対して地域住民の一部が担当と役割をもって行うものである。専門的見守りは専門機関の職員による見守りであること、専門知識を用いること、いわゆる困難事例を対象とすることで他の見守り方法と区別される。

前述したようには対象者の状態・状況によってこれら3つの見守り方法が単独もしくは組み合わせられて見守りが実施されていく、見守りはまさに「可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる」ようにするためのサポートである。ある人に対する見守りが実施されているとき、緩やかな見守りの場合は「日常」の範囲内での気づきの程度であるため無限定性であるといってよい。しかし担当による見守りと専門職による見守りは限定性の側面ももつようになる。

そして専門職による見守りの場合, たとえば安否確認など緊急時の対応について, その部分のみ切り取れば閉鎖系としてとらえることができるが, 専門的見守りとしての状況確認などの定期訪問は開放系である. また. そもそも見守りという仕組みは「気にかける」「関

心をもつ」ことが基本にあるため限定性と無限定性の中間的な性質をもっている。この点で見守りではソーシャルワーカーの実践でありながら開放系と無限定性の性質により終結を見出しにくくなっているといえる。

3) 関係形成・維持を目的とする援助

見守りの終結しにくさは、見守り対象者の生活を維持しながら異変をキャッチするという見守りの目的に 起因する.

奥田(2014:65-66) は援助(支援)を問題解決型と 伴走型に分けている。問題解決型は急性期の対処・処 遇を指し、伴走型は関わり始めたそのときから始まる 向き合うこと、関係すること自体を指している。

伴走型は1人の伴走者が関係し続けるのではなく、本人の状態・状況によって徐々に担い手を変えていくべきであるとされる。この点は東京都(2016)の見守りのとらえ方と一致している。さらに、伴走型は関係自体が目的となるため、問題が解決しないこと、つまり否定的な状態・状況の改善がみられない場合でも関係さえ続いていれば援助の失敗にはならない。この点で見守りや地域でのソーシャルワーク実践にみられる、サービスにつながるほどの問題が明確になっていないクライエントや、そもそも解決などできない問題のあるクライエント、サービスを拒否し続けるクライエントなどへの援助を理由づけることができる。

このようにもともと開放系・無限定性の性質をもつソーシャルワークのなかで、伴走型と呼ばれるような援助関係があること自体を援助の目的とする場合があり、援助過程の開放系の性質が強くなる。また援助関係は本質的に人と人との関係であるから、それを目的とした援助では無限定性の性質も強くなる。さらに見守りのような伴走型援助は担い手の交代が想定されている。伴走型の援助過程はクライエントからみた援助の単位である。これらによって地域におけるソーシャルワーク実践の終結がとらえにくくなっていると考え

られる.

5. おわりに

ソーシャルワークの援助のモデルはソーシャルワーカーとクライエント(として自覚のある人)の二者間が基本単位となって問題解決をするという一般化がされているため、実践をうまく説明できない場合もある.とくにソーシャルワーカーによる援助はその過程が開放系であり、しかもクライエントの否定的な状態・状況を扱うためクライエントとの関係が無限定性の性質をもちやすい.このようなことが展開過程における終結が見えにくくなる一因であると考えられる.

文献

- 安藤 藍(2017)『里親であることの葛藤と対処 家族的文脈 と福祉的文脈の交錯』ミネルヴァ書房.
- Aptekar, Herbert H. (1941) Basic concepts in social casework, The University of North Carolina Press (=1968, 黒川昭 登訳『機能主義 ケースワーク入門』岩崎学術出版.)
- 文京区障害者(児)実態・意向調査(平成28年度実施) http://www.city.bunkyo.lg.jp/hoken/shogai/keikaku/ jittaityousa/jittaicyousa28.html(2017年12月20日閲覧).
- Combs, Arthur W., Avila, D. L. and Purkey, W. W. (1978)

 Helping Relationships: Basic Concept for the Helping

 Professions, Allyn and Bacon. (=1985, 大沢博・菅原由美
 子訳『援助関係 援助専門職のための基本概念』プレー
 ン出版)
- Fortune, Anne E. (2009) Terminating with Clients, Roberts, Albert R. ed. *Social Workers' Desk Reference 2nd edition*, Oxford University Press, 627-631.
- 市野川容孝 (2000)「ケアの社会化をめぐって」『現代思想』28 (4),青土社,114-125.
- 小林良二 (2011)「虚弱な高齢者に対する地域住民の『見守り』 について」東洋大学福祉社会開発研究センター編集『地域におけるつながり・見守りのかたち 福祉社会の形成 に向けて』中央法規,300-325.
- 空閑浩人 (2012)「ソーシャルワーカーとその実践を支える『知』 の形成」空閑浩人編著『ソーシャルワーカー論』ミネルヴァ 書房. 1-16.
- 倉石哲也(1999)「ケースワーク援助の方法と技術」太田義弘編『ソーシャルワーク実践と支援過程の展開』中央法規,86-106.
- 中島 修・菱沼幹男共編『コミュニティソーシャルワークの理論と実践』中央法規。
- 日本ソーシャルワーク学会 (2013)『ソーシャルワーク基本用

語辞典』.

- 奥田知志(2014)「伴走の思想と伴走型支援の理念・仕組み」 奥田知志・稲月 正・板垣裕介・ほか『生活困窮者への 伴走型支援 経済的困窮と社会的孤立に対応するトータ ルサポート』明石書店, 42-98.
- Perlman Helen H. (1957) Social casework: a Problem-Solving Process, University of Chicago Press (=1964, 松本武子訳『ソーシャル・ケースワーク 問題解決の過程』全国社会福祉協議会.)
- Perlman, Helen H. (1970), The Problem-solving Model in Social Casework, Roberts, R. W. and Nee, R. H. eds. *Theories of Social Casework*, The University of Chicago, 129-179. (=1985, 久保紘章訳「ソーシャル・ケースワークにおける問題解決モデル」『ソーシャル・ケースワークの理論 I』川島書店, 131-184.)
- Persons, Talcott (1951) *The Social System*, Free Press of Glencoe. (=1974, 佐藤勉訳『現代社会学体系14 パーソンズ 社会体系論』青木書店.)
- Pincus, Allen and Minahan, A. (1977) A Model for Social Work Practice, Specht, H. and Vickery A. eds. Integrating Social Work Methods, George Allen & Unwin, 73-105. (=1980, 岡村重夫・小松源助監修訳『社会福祉実践方法の統合化』ミネルヴァ書房, 87-138.)
- 高田真治(1979)「ソーシャルワークの『介入』」岡村重夫・高 田真治・船曳宏保『社会福祉大系3 社会福祉の方法』勁 草書房, 150-168.
- 東京都社会福祉協議会(2017)『東京から「我が事・丸ごと」 地域共生社会を切り拓く! 地域福祉コーディネーター の役割と実践 コーディネーター座談会から』東京都社 会福祉協議会.
- 東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課(2016)『高齢者等の見守りガイドブック 誰もが安心して住み続けることができる地域社会を実現するために 第2版』東京都福祉保健局.